

府中市看板等多言語化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を迎えるにあたり、府中市への外国人観光客の誘致を促進することを目的とし、民間事業者が自主的かつ、主体的に行う案内表示や商品メニュー等の多言語化（日本語に加えて1以上の外国語により表記すること）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」）は市内に事務所、店舗を有する事業者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊事業者（旅館業法第3条第1項の許可を受け、かつ、同法第2条に定める旅館業を営んでいるもの）
- (2) 飲食事業者（食品衛生法第52条第1項の許可を受け、かつ、同法第51条に定める営業を行う者）
- (3) 小売業を営むもの
- (4) その他必要と認める施設

2 前項の規定にかかわらず、商品メニュー等の多言語化に対し、他の補助金の交付又は申請をしている者又は施設については、補助対象者とししない。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」）は、府中市への外国人観光客の誘致を目的とし、実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 多言語化する商品メニュー（タブレット型情報通信端末機器に表示するものを除く。）、案内パンフレットその他の冊子を作成する事業（すでに作成されているものの増刷等は含まない。）
- (2) 多言語化する看板や案内板の作製及び設置（既設の看板等の撤去を含む。）する事業
- (3) 補助対象者が自ら開設し、多言語化するホームページの整備事業
- (4) 前各号に掲げる者のほか、必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 企画及びデザインに要する費用
- (2) 案内看板等の作成及び設置に要する費用（既設の看板等の撤去を含む。）
- (3) 冊子等の作成及び印刷に要する費用
- (4) ホームページの作成及び加工に要する費用（ホームページの保守管理、維持経費等を除く。）
- (5) 翻訳に要する費用
- (6) 前各号に掲げる者のほか、必要と認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の単数が生じたときは、これを切り捨てた額）

2 補助金の額は5万円を限度とし、補助金の交付は、一の補助対象者につき、一回に限る。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、

むさし府中商工会議所に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書
- (4) その他必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 むさし府中商工会議所は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定し、補助事業者に通達するものとする。

2 むさし府中商工会議所は前項の通知に際し、必要な条件を付することがある。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、府中市多言語化事業補助金報告書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、むさし府中商工会議所に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費にかかる領収書の写し
- (2) 事業施行後の写真又はメニュー等の成果品
- (3) その他必要と認める書類

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。